

個人情報保護委員会（第311回）議事概要

- 1 日時：令和6年12月25日（水）13：00～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：小川委員長代理、大島委員、浅井委員、清水委員、
加藤委員、梶田委員、高村委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、
佐々木総務課長、吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、
片岡参事官、澤田参事官

4 議事の概要

(1) 議題1：個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会の報告書について

検討会座長を務めた清水委員から「検討会報告書について簡単に概要を報告させていただく。先週18日の第7回検討会において、報告書（案）を提示し、いくつかの修正意見はあったものの、座長及び座長代理に一任となった。

その後、御意見を踏まえた修正を行い、本日付けで本検討会の報告書として確定した。検討会は、第1回会合は7月31日に開催。当委員会では初めての試みとして、一般の方々に傍聴していただく形で、オープンな会議を開催してきた。検討会開始当初は真っ向から賛成、反対と非常に隔たりが大きかったが、議論を重ねていくうちに論点が集約されてきたと感じている。

様々な構成員、関係団体間のコンセンサスを得るまでにはまだ至っていないが、検討会においては、それぞれが置かれている立場や心配事等について率直に意見交換が行われ、その意味では、相互の理解に向けた第一歩になったと受け止めている。

委員会の委員としては、委員会のこれまでの活動がどのように受け止められてきたのか、また、今後どのような方向に進んでいくべきなのか、改めて考える機会を頂けた。

本検討会は一旦役目を終えるが、引き続き、これら論点を含む3年ごと見直しについて、当委員会において検討を進めていく必要がある。その過程では、様々なステークホルダーと、今後も対話を継続する必要があると考えている。

報告書の詳細な内容については、事務局から説明いただく」旨の発言があった。

事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員長代理から「本検討会の座長である清水委員及び事務局におかれては、報告書の取りまとめに御尽力いただき、感謝申し上げます。

また、検討会で活発に議論いただいた構成員、関係団体の皆様にも深く感

謝したい。

本検討会は一般傍聴を認めるオープンな形で実施し、毎回非常に多くの方に御視聴いただいた。このように関心を寄せていただいているのは大変ありがたいことだと思う。

検討会では、課徴金制度及び団体による差止請求制度・被害回復制度に関連して、政府全体のデータ関連政策における個人情報保護政策ないし今回の3年ごと見直しの位置付けといった高い視点からの議論や、これら制度の導入の検討に関する立法事実に係る議論、またこれら制度を導入することとした場合の制度設計等について、活発に議論いただいた。報告書は、これらを議論いただいた構成員、関係団体の御意見を整理し、想定される様々な論点をまとめたものになっている。

今月17日の委員会で、事務局から「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に関するヒアリングの概要について報告を受け、今後の検討に係る重要な視点・視座を確認した。

今後、3年ごと見直しの検討は、こうしたヒアリング結果や、検討会報告書の内容を十分に踏まえながら、適切に進めていく必要がある。

事務局は、課徴金制度及び団体による差止請求制度・被害回復制度を含めた3年ごと見直し全体について、引き続き幅広いステークホルダーの意見を踏まえながら、ヒアリング結果や、検討会報告書の内容を十分に考慮し、所要の検討を進めてほしい」旨の発言があった。

(2) 議題2：第62回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム等結果報告について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

浅井委員から「今回のAPPAフォーラムでは、私は議長を務めたが、参加者の顔ぶれは、APPAメンバー機関のみならず、その他の各国・地域のデータ保護機関、学界やシンクタンクの有識者、さらには関連国際機関等のオブザーバーが出席し、活発な議論が行われた。AIガバナンスやこどものプライバシー、大島委員も登壇したDFFTに関するパネルディスカッションなど、アジア太平洋地域における個人情報保護・プライバシーに関する最新の動向を反映したテーマが取り上げられた。

また、当委員会主催のサイドイベントにおいても、欧州委員会のレンデルス委員から、基調講演としてビデオメッセージが届けられ、DFFTとともに、我が国の個人情報保護法の根幹として認識している個人情報の保護と利活用のバランスについて議論を深める機会となり、とても有意義であった。

APPAフォーラムにおける議論は、アジア太平洋地域のみならず世界各国から注目を集めていると感じている。今回のAPPAフォーラムの主

催を契機として、A P P A事務局であるシンガポール個人データ保護委員会（P D P C）を始めとした関係機関との一層の連携強化を図り、アジア太平洋地域の個人情報保護を取り巻く様々な議論及び活動に、より一層貢献していきたいと考える」旨の発言があった。

大島委員から「今回は浅井委員が議長を務めたことから、委員会の代表としてA P P Aフォーラムに参加した。

フォーラム本会合では、D F F Tをテーマとするパネルディスカッションに登壇した。D F F Tの概要、当委員会における取組、個人情報保護を取り巻くリスクへの対応の必要性について発言した。また、ガバメントアクセスへの対応を始め、D F F T推進に関する当委員会の姿勢を改めて打ち出すことができたと感じている。他のパネリストからは、様々な越境移転ツールに関する取組や今後の課題、目指すべき方向性等について、当局の観点からの意見が述べられ、大変有意義なパネルディスカッションであったと理解している。

データ保護・プライバシーに関し、A P P Aメンバー機関のコミッショナーを始めとした多数の関係者と直接、情報・意見交換ができ、こうした交流がお互いの理解や連携を深め、実利ある協力を考えていく上で効果的であったと改めて感じた。引き続きA P P Aについてその積極的な活用を期待する」旨の発言があった。

中湊専門委員から「私は今回でA P P Aフォーラムへの参加は8回目となった。

まず、本会合では、各A P P Aメンバーからの現状報告の一つとして、我が国の個人情報保護法の3年ごと見直しに係る検討状況について報告を行った。法制度の検討に関する当委員会の取組について最新の情報を各国に提供することができたものとする。

また、当委員会が主催するサイドイベントにおいては、D F F Tに関するパネルディスカッションのモデレーターを担当した。パネリストとしては、欧州のクーナー教授、カナダのデュフレヌコミッショナーに加え、産業界から3名の方を迎えた。主な論点として、主要な越境移転ツールに関する各企業の取組状況、個人情報の越境流通における今日的な課題とその解決策について、さらには当局に期待される役割といった点について広く議論を行うことができた。パネリストからの発言はいずれも大変示唆に富んだものであり、このパネルディスカッションが、国内外におけるD F F Tに関する議論の更なる後押しにつながったのではないかと考える。

このようにA P P Aフォーラムは、プライバシー機関同士の知見や情報交換の機会として大変有用であり、引き続き、当委員会の取組を積極的に発信する場として活用していきたい」旨の発言があった。

小川委員長代理から「まずは今回のA P P Aフォーラムの開催に当たり、

準備や運営等を行った当委員会の国際室や、事務局を始めとした関係機関に感謝申し上げたい。さらに、議長の浅井委員、当委員会の代表としてパネル等で議論された大島委員や中湊専門委員を始め皆様の御尽力のお陰もあり、このフォーラムを成功裏に終了させることができた。このことに安堵するとともに、アジア太平洋地域における日本のプレゼンス向上に寄与することができたことを大変嬉しく思っている。

特に、当委員会主催のサイドイベントにおいて、多様なステークホルダーをスピーカーとして招き、当委員会が取り組む主要課題であるDFFTや個人情報の利活用と保護をテーマとした公開ディスカッションを行ったことは、今回の会合の見どころであり、大変価値ある成果をもたらしたと感じている。

これらのイベントを契機として、APPAフォーラムを始めとした国際会議、さらには日本国内における個人情報保護の議論が一層活性化し、個人の権利利益の保護と利活用の確保の両立につながることを期待したい」旨の発言があった。

(3) 議題3：独自利用事務の情報連携に係る届出について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

独自利用事務の情報連携に係る届出について、原案のとおり了承され、内閣総理大臣に通知することとなった。

(4) 議題4：監視・監督について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

清水委員から「地方公共団体向け注意喚起及び個人情報取扱事業者向け注意喚起に加えて、当該事案の個人情報取扱事業者Xに対する行政指導を行うことを提案する。主な理由は三つあるところ、いずれも当該個人情報取扱事業者Xが行う製薬企業向け匿名加工情報の提供業務に関するものである。

第1に、当該個人情報取扱事業者Xが、令和5年度に地方公共団体に対して匿名加工情報を製薬企業向けに提供する旨の説明を行ったことを示す書面等の証跡を当委員会が当該個人情報取扱事業者Xに求めたところ、重要な内容であるにも関わらず、口頭でのみ説明を行ったとしていること。

(※上記以外の理由について非公表)

以上の理由から、当該個人情報取扱事業者Xの行為は、情報提供元の地方公共団体への十分な説明と理解を確保する努力を尽くさなかったものといえ、適正性を欠く方法による個人情報の取得と考えられると判断した」旨の発言があった。

また、清水委員から「本事案に関連した所見として、レセプトデータの利

活用について、厚生労働省は、レセプトデータの製薬企業等での利活用を推進する場合には、地方公共団体の保健事業等以外の仕組みを示すべきと考える」旨の発言があった。

個人情報保護法第 139 条第 3 項の規定に基づき、清水委員の提案について採決が行われたところ、賛成の意見が出席者の過半数を下回ったため、当該提案は否決された。

高村委員から「令和 3 年個人情報保護法の改正によって、行政機関の長等は、保有個人情報を提供する場合において、利用目的内の提供であっても、必要があると認めるときは、措置要求をする旨が個人情報保護法第 70 条の規定として明記されている。医療情報の性質等から考えると、委託によらない利用目的内の提供であったとしても、地方公共団体は、個人情報の保護の観点から、提供先に対し措置要求を適切に行う必要がある」旨の発言があった。

個人情報保護法第 139 条第 3 項の規定に基づき、原案について採決が行われたところ、賛成多数により可決され、原案のとおり決定することとなった。

なお、本議題については、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

(5) 議題 5 : 監視・監督について

梶田委員は個人情報保護委員会議事運営規程第 11 条の規定に基づき退席した。

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

(6) 議題 6 : 監視・監督について

前議題で退席した梶田委員が着席した。

※内容について非公表

以上